

○大津市奨学資金給与条例施行規則

昭和40年11月1日

教育委員会規則第4号

改正 昭和49年4月1日

昭和53年7月15日

昭和60年11月15日

平成9年4月1日教育委員会規則第2号

平成14年12月2日教育委員会規則第10号

平成28年9月1日教育委員会規則第25号

号

号

平成31年4月1日教育委員会規則第7号

令和2年4月1日教育委員会規則第19号

令和4年3月31日教育委員会規則第3号

令和4年4月1日教育委員会規則第9号

令和7年4月1日教育委員会規則第4号

注 平成9年4月1日教育委員会規則第2号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市奨学資金給与条例(昭和40年条例第39号。以下「条例」という。)

第11条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平14教委規則10・一部改正)

(出願手続)

第2条 条例第8条第2項の規定により、中学校長から適当な者として選ばれた者は、奨学生願書(様式第1号)に保護者(当該者の父若しくは母又は当該者を監護し、かつ、扶養する者という。以下同じ。)と連署し、当該中学校長を経て教育長に提出しなければならない。

2 前項の奨学生願書には、当該出願しようとする者の属する世帯全員の所得額を証する書類を添付しなければならない。

(平9教委規則2・平14教委規則10・一部改正)

(推薦)

第3条 中学校長は、奨学生推薦調書(様式第2号)を作成し、奨学生願書とあわせて教育長に提出するものとする。

(平14教委規則10・一部改正)

(奨学生の選考)

第4条 条例第9条第1項の規定による奨学生の内定は、第7条に規定する大津市奨学生選考委員会の選考を経て行うものとする。

(平28教委規則25・追加)

(誓約書)

第5条 条例第10条の規定により、奨学生と決定された者は、速やかに誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

（平28教委規則25・旧第4条繰下）

(異動の届出)

第6条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに保護者と連署の上、教育長に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 本人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき。

2 奨学生が死亡したときは、保護者は、速やかに文書をもって教育長に届け出なければならない。

（平14教委規則10・一部改正、平28教委規則25・旧第5条繰下）

(大津市奨学生選考委員会)

第7条 奨学生の候補となる者の選考を公正に行うため、大津市奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員6人をもって組織する。

3 委員は、教育部長及び教育部次長の職にある者をもって充て、並びに教育委員会が大津市立中学校長の職にある者のうちから任命し、並びに総務部長及びこども未来部長の職にある者に対し委嘱する。

4 委員会に委員長を置き、教育部長の職にある委員をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（平28教委規則25・追加、平31教委規則7・令2教委規則19・令4教委規則9・一部改正）

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くこ

とができる。

(平 2 8 教委規則 2 5 ・ 追加)

第 9 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(平 2 8 教委規則 2 5 ・ 追加)

(委任)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平 1 4 教委規則 1 0 ・ 旧第 8 条繰上 ・ 一部改正、平 2 8 教委規則 2 5 ・ 旧第 7 条繰下 ・
一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 4 9 年 4 月 1 日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 5 3 年 7 月 1 5 日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 6 0 年 1 1 月 1 5 日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年 1 2 月 2 日教育委員会規則第 1 0 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 9 月 1 日教育委員会規則第 2 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 1 年 4 月 1 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 4 月 1 日教育委員会規則第 1 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 3 1 日教育委員会規則第 3 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和４年４月１日教育委員会規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年４月１日教育委員会規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

奨 学 生 願 書

ふ り が な				性別	生年月日	年 月 日	
氏 名					年 齢	満 歳	
住 所							
在 学 中 学 校 名		中学校		卒業予定 年 月 日	年 月 日		
希望高等学校名		高等学校 科					
保 護 者	氏 名						
	住 所						
家 族 構 成	続 柄	氏 名	満年齢	同居・別居 の 別	勤 務 先 等	年 間 所 得	備 考
	本人		歳			円	
成	(注) 1 同居人も記入すること。 2 就学者があるときは、勤務先等欄に学校名を、備考欄に奨学資金受給の有無を記入すること。						
を 奨 希 学 望 資 す 金 る の 理 給 由 与							

奨学資金の給与を受けたいので、大津市奨学資金給与条例及び大津市奨学資金給与条例施行規則に基づき願い出ます。

年 月 日

(宛先)

大津市教育委員会教育長

本 人
保護者

様式第2号(第3条関係)

奨 学 生 推 薦 調 書

氏 名				在学中学校名	中学校	
教 科	評 定			学 習 所 見		
	1年	2年	3年			
国 語				人 物 所 見 及 び 健 康 状 態		
社 会						
数 学						
理 科						
音 楽				家 庭 の 教 育 的 関 心 等 家 族 状 況		
美 術						
保 健 体 育						
技 術 家 庭						
外国語 (英)				総 合 所 見		
選 択 (教科)	評 定					
	1年	2年	3年	総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録		
()						
()						
()						
()						
()						
()						
()						
就学出席数 (欠席日数 出席すべき日数)				1 年	2 年	3 年

上記の者は、大津市奨学資金給与条例第7条の規定に該当し、奨学生として適当であると認め推薦します。

年 月 日

学校長名



大津市教育委員会教育長 様

様式第3号(第5条関係)

誓 約 書

大津市奨学資金給与条例に基づく奨学資金の給与を受けるに当たっては、学業に励み
操行を慎み必ず成業することを誓います。

年 月 日

住 所
本人氏名

住 所
保護者氏名

(宛先)

大津市教育委員会教育長

様式第 1 号（第 2 条関係）

（平 1 4 教委規則 1 0 ・ 平 2 8 教委規則 2 5 ・ 令 4 教委規則 3 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 3 条関係）

（平 1 4 教委規則 1 0 ・ 全改）

様式第 3 号（第 5 条関係）

（平 1 4 教委規則 1 0 ・ 平 2 8 教委規則 2 5 ・ 令 4 教委規則 3 ・ 一部改正）